

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県労働委員会会長 様

申立人 〇〇労働組合

代表者職氏名 執行委員長 〇〇〇〇

(申立人の押印は不要です。)

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条 (第1号、第2号、第3号、第4号) 違反について、労働委員会規則第32条の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

1 申立人

所在地 (住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称 (氏名) 〇〇労働組合
代表者職氏名 執行委員長 〇〇〇〇

2 被申立人

所在地 (住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称 (氏名) 株式会社〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

3 請求する救済の内容

(労働組合法第7条第1号(不利益取扱い)の例)

被申立人は、組合員〇〇に対する〇〇年〇月〇日付けの解雇を撤回し、原職に復帰させ、解雇の翌日から復帰するまでの間に受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

(文書の掲示等を求める場合の例)

被申立人は、1メートル×2メートル大の白紙に、下記のとおり明瞭に墨書して、本社玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

(労働組合法第7条第1号(不利益取扱い)の例)

当社が、貴組合員(役職等)〇〇〇〇に対して、〇〇年〇月〇日付け行った解雇は、長崎県労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

年 月 日

〇〇労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 様

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

4 不当労働行為を構成する具体的事実

(当事者の概要、行為、事実、場所等を明確に記載すること)

(当事者の概要の例)

被申立人会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、〇〇を主たる業務とする株式会社で、〇〇市に営業所を有している。従業員は本社が〇人、営業所が〇人である。

申立人組合（以下「組合」という。）は、被申立人会社の従業員によって〇〇年〇月〇日に結成された労働組合で、組合員数は〇人である。

また、結成と同時に上部団体である〇〇長崎県支部に加盟した。

なお、会社には、当組合のほかに、〇〇労働組合（組合員〇人）がある。

(労働組合法第7条第1号（不利益取扱い）の例)

組合は、〇〇を要求して団体交渉を行ったが、会社回答に不満なため、〇月〇日にストライキを行った。その後、会社は、〇月〇日付けで組合の執行委員長〇〇を、遅刻が多く勤務態度が不良だとして解雇したが、同様の理由で解雇された例はこれまでなく、真の理由はストライキを主導した執行委員長を会社から排除するためである。

(労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、又はこれを結成しようとしたこと、若しくは労働組合の正当な行為をしたことで、使用者のどのような行為によって、いつ、どのような不利益を被ったのか、チェックシートにチェックした項目に即して具体的に記載してください。)

(結論)

以上の事実は、労働組合法第7条第〇号及び第〇号に該当する不当労働行為である。

※ 労働組合法第7条第4号に該当するとして申し立てる場合も、この記載例を参考にしてください。

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県労働委員会会長 様

申立人 〇〇労働組合

代表者職氏名 執行委員長 〇〇〇〇

(申立人の押印は不要です。)

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条（第1号、**第2号**、第3号、第4号）違反について、労働委員会規則第32条の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

1 申立人

所在地（住所） 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称（氏名） 〇〇労働組合
代表者職氏名 執行委員長 〇〇〇〇

2 被申立人

所在地（住所） 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称（氏名） 株式会社〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

3 請求する救済の内容

(労働組合法第7条第2号(団体交渉拒否)の例)

例① 申立人が〇〇年〇月〇日付けで申し入れた「〇〇」に関する団体交渉を、〇〇を理由に拒否してはならない。

例② 被申立人は、賃金体系の変更に関する団体交渉において、申立人が要求した会社の財政状況が分かる具体的な資料を提示して説明するなど、誠実に対応しなければならない。

(文書の掲示等を求める場合の例)

被申立人は、1メートル×2メートル大の白紙に、下記のとおり明瞭に墨書して、本社玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

(労働組合法第7条第2号(団体交渉拒否)の例)

当社が、貴組合が〇〇年〇月〇日付けで申し入れた「〇〇〇〇」に関する団体交渉に応じなかった(団体交渉において、組合が要求する具体的な資料を提示するなどして説明しなかった)ことは、長崎県労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

年 月 日

〇〇労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 様

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

4 不当労働行為を構成する具体的事実

(当事者の概要、行為、事実、場所等を明確に記載すること)

(当事者の概要の例)

被申立人会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、〇〇を主たる業務とする株式会社で、〇〇市に営業所を有している。従業員は本社が〇人、営業所が〇人である。

申立人組合（以下「組合」という。）は、被申立人会社の従業員によって〇〇年〇月〇日に結成された労働組合で、組合員数は〇人である。

また、結成と同時に上部団体である〇〇長崎県支部に加盟した。

なお、会社には、当組合のほかに、〇〇労働組合（組合員〇人）がある。

(労働組合法第7条第2号（団体交渉拒否）の例)

例① 会社は、従業員の賃金体系を従来の〇〇から〇〇に変更すると一方的に社内に掲示した。

そこで組合は、賃金体系の変更について、〇年〇月〇日付けで団体交渉を申し入れたところ、会社は、〇年〇月〇日、その件は経営判断に属する事項であり交渉事項に当たらない、として拒否した。

例② 組合が、賃金体系の変更について団体交渉を申し入れたところ、会社は、交渉には応じたものの、経営状況が悪いからと言うのみで、組合が要求する具体的な資料を提示して説明することなく、不誠実な対応に終始している。

(団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項、被申立人が団体交渉を拒否した年月日、及び応じないとする理由、あるいは不誠実だと考える交渉における使用者の対応を具体的に記載してください。また、団体交渉申入れに至る経過等についても適宜記載してください。)

(結論)

以上の事実は、労働組合法第7条第〇号及び第〇号に該当する不当労働行為である。

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県労働委員会会長 様

申立人 〇〇労働組合

代表者職氏名 執行委員長 〇〇〇〇

(申立人の押印は不要です。)

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条（第1号、第2号、第3号、第4号）違反について、労働委員会規則第32条の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

1 申立人

所在地（住所） 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称（氏名） 〇〇労働組合
代表者職氏名 執行委員長 〇〇〇〇

2 被申立人

所在地（住所） 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称（氏名） 株式会社〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

3 請求する救済の内容

(労働組合法第7条第3号(支配介入)の例)

申立人の役員選挙に関して、管理職らを使って特定候補者への支持を促すなど、組合運営に介入する言動を行わせてはならない。

(文書の掲示等を求める場合の例)

被申立人は、1メートル×2メートル大の白紙に、下記のとおり明瞭に墨書して、本社玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

(労働組合法第7条第3号(支配介入)の例)

当社が、当社の〇〇をして、貴組合の組合員〇〇〇〇に対して、〇〇年〇月〇日に、〇〇〇〇において「〇〇〇〇」と発言したことは、長崎県労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

年 月 日

〇〇労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 様

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

4 不当労働行為を構成する具体的事実

(当事者の概要、行為、事実、場所等を明確に記載すること)

(当事者の概要の例)

被申立人会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、〇〇を主たる業務とする株式会社で、〇〇市に営業所を有している。従業員は本社が〇人、営業所が〇人である。

申立人組合（以下「組合」という。）は、被申立人会社の従業員によって〇〇年〇月〇日に結成された労働組合で、組合員数は〇人である。

また、結成と同時に上部団体である〇〇長崎県支部に加盟した。

なお、会社には、当組合のほかに、〇〇労働組合（組合員〇人）がある。

(労働組合法第7条第3号（支配介入）の例)

会社の〇〇部長は、〇年〇月〇日、会議室において、会議のメンバーであった組合員〇〇を居残し、組合の役員選挙を話題にして、「立候補した△△は考え方が偏っているから、組合にとっても良いことはない。□□の方が適任」などと述べた。

(いつ、どこで、誰が、誰に、どうしたのか、組合の結成や運営に使用者が支配介入したとする事実を具体的に記載してください。)

(結論)

以上の事実は、労働組合法第7条第〇号及び第〇号に該当する不当労働行為である。